

---

### 3. 会員の脱会について

---

会員の「退会」と「脱会」の違いは？

- ・会員の「退会」とは、
  - ①会員が死亡・退職または有給常勤職員でなくなったとき [運営規程第8条]
- ・会員の「脱会」とは、
  - ①他の制度への加入など事業主の都合により共済会をやめるとき
  - ②会員の意思により共済会をやめるとき [運営規程第9条]

- ・脱会者があるときは、脱会后 20 日以内に「共済会会員退会届兼退職給付金請求書」（様式第 6 号）に必要な事項を記入のうえ、添付書類（P31 参照）を添付して、共済会へ提出してください。
- ・脱会者には退職給付金は支給されませんが、事情により脱会一時金が支給されます。脱会一時金の計算式は、下記のとおりです。

本人の掛金相当分 —— 脱会一時金として支給されます。

事業主の掛金相当分 —— 支給されません。

- 注意！
- 1 在会期間が 1 年未満の場合は、脱会一時金は支給されません。  
※退職届兼請求書の請求欄は記入せずに提出してください。
  - 2 会員期間のうち、月数は切り捨てて年単位で計算します。
  - 3 脱会一時金は、全額本人掛金相当分となりますので、課税対象とはなりません。
  - 4 脱会一時金は、退職給付金とは異なるため、税制上の退職所得に該当しません。